

(案)

平成 年 月 日

労働者派遣契約（別紙細目）

派遣元の労働者を派遣先に派遣させるにあたって次のとおり合意する。

(派遣先) 堺市北区長曾根町 183 番地 5
公益財団法人堺市産業振興センター
理事長 利國 信行

(派遣元)

業務名	堺市産業振興センター貿易実務人材派遣
業務内容	公益財団法人堺市産業振興センター職員の指示に従い、派遣先における次の業務を行うこと。 主たる業務 ① 輸送に関する契約書や通関書類の作成等の貿易（輸出入）および国内輸送に関する実務 ② 貿易に付随する国内取引に関する実務 ③ 海外出張者の渡航に関する実務 ④ 現地との主として電子メール、FAXを用いた交渉（英文作成・翻訳） ⑤ 現地との電話を用いた交渉（英会話） ⑥ 市内企業・業界団体等との連絡調整 ⑦ ワード（文書作成）、エクセル（基本関数、表計算）、パワーポイント（資料作成）等を使用し、各種文書・資料作成及びデータ入力 ⑧ 上記事務に付随する対外折衝 ⑨ 上記書類作成及びファイリング ⑩ その他販路開拓課における関連事務
就業場所	堺市産業振興センター（堺市北区長曾根町 183-5）ほかセンターの指定する場所
派遣期間	平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで
派遣人員	1人

派遣就業日及び休日	派遣就業日：週 5 日勤務 休 日：土・日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日
就業時間及び休憩時間	就業時間：午前 9 時 00 分から午後 5 時 30 分まで 休憩時間：就業時間中 60 分間 実働 7 時間 30 分
時間外労働	実施する場合がある
深夜労働	実施する場合がある
休日労働	実施する場合がある
出張旅費	支給する (派遣労働者が立て替え、派遣元が実費精算を行った後、派遣先に対して派遣料金と併せて請求する。ただし近隣への出張に対しては、派遣先が事前に貸与するプリペイドカードをもって精算することができるものとする。)
福利厚生	食事場所の提供、ロッカーの貸与
被服貸与	貸与しない (業務に支障なく市民に不快な感じを与えない服装で勤務すること)
契約の中途解除	派遣先の都合により派遣契約を中途解除しようとする場合、派遣先は、派遣労働者の新たな就業機会確保を図り、これができない場合は、派遣元の合意を得ることはもとより、その 30 日前までに派遣元へ文書で通知・協議し、決定する。 また、派遣先は派遣労働者の雇用安定のため派遣元が講じる休業措置等のため派遣期間の残余期間分の派遣料金を支払うものとする。
指揮命令者	堺市産業振興センター 販路開拓課 課長 齋藤 誠
派遣先責任者	堺市産業振興センター 事務局次長 安井 由孝
派遣先苦情担当者	堺市産業振興センター 販路開拓課 主査 菊井 健太
派遣元責任者	
派遣元苦情担当者	
派遣労働者名簿	派遣元は派遣労働者の名簿を作成し、派遣先に提出するものとする。